



保医発 0831 第 1 号
平成 30 年 8 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、平成 30 年 9 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7 中(51)を(52)とし、(24)から(50)を 1 ずつ繰り下げ、(23)の次に次のように加える。

(24) E C L I A 法を用いた 25-ヒドロキシビタミン D

ア E C L I A 法を用いた 25-ヒドロキシビタミン D は、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「30」K L - 6 の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、E C L I A 法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り算定する。

ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(23) (略) (24) <u>ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u> (25)～(52) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(23) (略) (新設)</p> <p>(24)～(51) (略)</p>